# ■さつま町企業立地産業支援条例

#### 〈対象業種〉

製造業、農業(但し、施設内で環境を制御し周年・計画生産が可能な施設に限る)、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、旅館業、情報サービス業、コールセンター業、学術開発研究機関、次世代エネルギー施設

#### 〈交付要件〉

- ①工場生産施設等の新増設(既存施設の購入を含む)、移転
- ②新増設、移転に伴う固定資産の取得価格が2,800万円以上(賃貸物件は除く)
- ③新規地元雇用3人以上
- ④用地取得後3年以内の操業開始(町長特認で2年延長)又は町若しくは町土地開発公社が用地を賃貸して操業した場合は、操業開始日以降10年以内の用地取得
- ⑤町との立地協定
- ⑥宿泊施設の場合、次の要件に該当
- 【新設】取得した固定資産の取得額が合計が1億円以上 客室数が25室以上
- 【増設】増設に係る固定資産の取得金額の合計が2,000万円以上 客室を5室以上増設し、増設後の客室数が25室以上

# ■さつま町学校跡地等利活用促進条例

## 〈奨励措置の適用>

- ①条例の目的(学校跡地等の有効活用を図るとともに、地域の振興及び経済の活性化並びに社会公共の利益に寄与すること)を達成できる法人等であること
- ②風俗営業を営む法人等でないこと

#### 〈内容〉

- ①施設用地の取得に要した経費(造成費を含む。)の4/10
- ②施設の設置又は施設の設置と併せて行う機械設備の取得に要した経費を次の投資額の区分に応じて助成金算定率をそれぞれ乗じて得た額を合算した額

投資額	助成金算定率
5,000万円以下	15%
5,000万円超1億円以下	5%
1億円超	2%

- ③新規雇用1人につき20万円
- ④情報サービス施設、コールセンター施設の新増設、移転に必要な建物又は施設用地の賃借に要した経費の5/10(3年間/1年あたり上限500万円)
- ⑤新増設、移転を行った情報サービス施設、コールセンター施設に置いて通信回線の使用に要した経費の5/10 (3年間/1年あたり上限500万円)
- ⑥限度額(上記の①~⑤を合算した額)

3人以上10人未満 4,000万円

(但し、7,000㎡~10,000㎡未満は5,000万円、10,000㎡以上は6,000万円)

10人以上30人未満 5,000万円

(但し、10,000㎡以上は6,000万円)

30人以上 6,000万円

#### 〈内容〉

①利用施設の無償譲渡及び減額譲渡

譲渡の範囲	譲渡の額			
全ての土地	1	土地	固定資産評価額×1/10	
及び		建物	無償	いずれか
全ての建物	2	土地	不動産鑑定評価額×1/10	低い価格
		建物	無償	
土地のみ	固定資産評価額若しくは不動産鑑定評価額のうち低い価			
	格			

<sup>※</sup>建物のみの譲渡は行わない

## ②利用施設の無償貸付及び減額貸付

門川地区や州頂負目外の機負目			
貸付の額(※1年当たりの貸付の額)			
土地	固定資産評価額×1.4/100		
建物	無償		
※この貸付の額は、適用事業者の指定を受けた日以降、最			
初に貸付けされる日から5年以内の譲渡が確約されたもの			
とする。			
年額貸付料	建物貸付料算定式を用いて得た額		
[算定式]	残存価格×10/100(学校跡地貸付割合)×		
	10/100(建物使用料算定基準)×貸付面積割		
	合十消費税相当額		
下限	取得価格算定式を用いて得た額		
[算定式]	取得価格×1/1000×貸付面積割合+消費税		
	相当額		
固定資産評価額×1.4/100			
固定資産評価額×6/100			
	貸付の額(※ 土地 建物 ※この貸付の 初に貸付ける。 年額貸付料 [算定式] 下限 [算定式]		

- ※貸付期間が1年に満たない期間の貸付額=「年額貸付料×1/365×1年に満たない期間の日数」
- ※貸付の期間中に譲渡に切り替える場合、貸付を受けた最初の日から5年以内の範囲に支払った土地の貸付額を譲渡価格から控除する。

# ■さつま町就労支援社員用住宅建設等促進補助金

#### 〈対象企業〉

①町内に社員用住宅を取得する法人(但し、公共工事等に伴う移転補償により社員用住宅を新築するものでないこと)

②社員用住宅等の取得を行う者の事業所に勤務する正規社員、契約社員、派遣社員、特定技能者、技能実習生が入居すること

#### ③利用施設に係る固定資産税の課税免除

適用事業者が所有する利用施設に係る固定資産に対する固定資産税の全額 を、無償譲渡及び減額譲渡を受けた日以降、最初に賦課される年度から起算 して3年度免除

## 〈内容〉

- ①社員用住宅の建設又は購入に必要な用地の取得に要する経費の4/10 (上限1,000万円)
- ②新たに社員用住宅を建設する場合の建設費用 1戸当たり100万円(上限/2,000万円)
  - ※1棟あたり2戸以上の共同住宅であること
  - ※各戸に玄関、便所、浴室、台所が設置されていること
  - ※1戸当たりの延べ床面積が20㎡以上であること
- ③既存の家屋を購入しリフォームする場合の取得及びリフォームに係る費用の1/2(上限/共同住宅3戸以下300万円4戸以上500万円、一戸建て住宅300万円)
- ※経年劣化した機能を実用上支障のない状態まで回復させ、従前の機能水 準以上に改善していること
  - ※事業計画書を提出した時点で賃貸の実績がないこと
  - ※1戸建て住宅においては居住用の部屋を3室以上有していること